

# 日 絹 月 報

平成 23 年 2 月号 第 407 号

発行：社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

## 本号の主なニュース

1. 今後の中小企業の資金繰り支援策について
2. SCM平成 22 年度 第 1 回理事会の開催
3. 日・インド包括的経済連携協定の署名について
4. ジェトロのファッション・繊維情報のご案内

## ◇今後の中小企業の資金繰り支援策について◇

中小企業庁は 1 月 28 日付で今後の中小企業の資金繰り支援策について、次のように公表した。

### 1. 年度末に向けた資金繰り支援

#### (1) 既往借入金の返済負担の軽減

① 借換保証の推進（保証付借入の一本化、新しい据置期間の設定を含む条件変更、真水の追加等が可能な制度。本年度内は景気対応緊急保証による借換えが可能。）【保証協会】

② 条件変更の積極対応（中小企業からのニーズが高まっている条件変更（既往借入金の返済負担軽減）への積極対応）【日本公庫、商工中金、保証協会】

③ 借換え時の金利上昇を抑えるための予算措置【日本公庫】

#### (2) 本年度末に期限切れを迎える措置の利用促進

① 景気対応緊急保証（原則全業種を対象とする 100%保証）【保証協会】

② セーフティネット貸付の金利引き下げ措置（急激な経営環境変化等により一時的に業況が悪化している中小企業に対する貸付制度の金利引き下げ措置。制度自体は来年度も実施。）【日本公庫】

③ 国際金融不安に対応した危機対応貸付（円高や災害等に対応した危機対応貸付は来

年度も実施) 【商工中金】

- (3) 関係機関の協力による中小企業金融の円滑化全国信用保証協会等代表者会合の開催(2月下旬目処に検討中)などを通じて、公的金融機関及び民間金融機関に対して、引き続き中小企業金融の円滑化に向けた配慮要請を行う。また、公的金融機関及び中小企業庁による相談体制の拡充も併せて実施する予定(詳細は後日改めて公表予定)。

## 2. 来年度以降の資金繰り支援

中小企業からのニーズが高まっている借換保証や条件変更への積極対応に加えて、主に以下の取組を実施する。

<平成23年度当初予算案に計上しているものを含む>

### (1) 100%保証の実施【保証協会】

- ① 小規模企業向けの小口保証制度(業種を問わず、従業員20人以下(※)であって、保証利用残高が1,250万円以下の小規模企業が対象。(景気対応緊急保証等とは異なり、市区町村の認定が不要。))

※商業又はサービス業を主たる事業にする事業者については5人以下

- ② セーフティネット保証(特に業況の悪化している業種に属し、売上高の減少などの影響を受けている中小企業が対象):円滑な制度変更に万全を期すため、来年度上半期の業種基準は、現行の景気対応緊急保証の業種基準を更に緩和して適用。

※指定業種に属していることや売上高の減少等の状況について、市区町村の認定が必要(織物業は指定業種に認定)

- ③ 創業関連保証等(創業する者、創業後5年未満の者が対象)

※これらのほか、融資額の8割程度を保証する一般保証等の利用も可能。

なお、景気対応緊急保証等の実施中においても、全体の4割程度は一般保証等を利用

### (2) 直接貸付の充実・実施【日本公庫、商工中金】

保証制度を活用してもなお、民間金融機関からの資金調達が難しい場合を含め、急激な経営環境変化等により一時的に業況が悪化している中小企業に対して、日本公庫によるセーフティネット貸付などを実施。また、創業や海外展開支援などの前向きな資金需要に対する貸付も実施。さらに、条件変更による積極対応なども併せて実施。

- ①セーフティネット貸付:引き続き積極的に対応

- ②新企業育成貸付(創業や新事業に取り組む中小企業に対する貸付):無保証人貸付に係る上乗せ金利の免除及び第二創業の対象資金の拡充

- ③資本性劣後ローン(企業再建等に取り組む中小企業の資本を強化することにより民間資金も呼び込む貸付):事業規模を拡大

- ④ 海外展開資金（中小企業の海外展開を支援する貸付制度）：貸付対象の拡大、特利の適用など。

## ◇ SCM 平成 22 年度 第 1 回理事会の開催 ◇

繊維産業流通構造改革推進協議会（通称：SCM 協議会）第 1 回理事会が 2 月 8 日（火）に TFT ビルで開催され、平成 22 年度事業中間報告並びに平成 23 年度事業計画案についてつぎのとおり承認された。

### 平成 22 年度事業中間報告について

#### I. 平成 22 年度の活動について

「取引ガイドライン」（以下「ガイドライン」）は、取引の正常化、適正化に向けた取引のルールを定めただけでなく、繊維製品取引における SCM を進めて行くのに必要とされる「情報の共有項目」やそれを進める手順等についても取決めたものである。この様なことから、今年度は「ガイドライン」のより一層の浸透を図ることを最優先課題と位置づけ活動を行ってきた。

#### II. 事業活動について

##### 1. 「ガイドライン」の普及啓発活動の実施

###### (1) 平成 22 年度「ガイドライン」実践・進捗状況に関する聴き取り調査の実施

「ガイドライン」の実施状況や取引上における課題等について、平成 22 年 6 月から 8 月にかけて聴き取り調査を実施した。なお、今回の対象企業は 63 社であった。

今回の調査では、基本契約書の締結や取引条件の交渉は当事者間で円滑に進めることが出来ている事や、仕入先に対し「下請法」の遵守を取引の基本とする企業が一般的になってきている実態が明らかになった。また、一部の企業では「歩引き取引」を全廃するなど、「歩引き取引」の慣行は年々解消されてきているが、残念ながら、未だ「歩引き取引」を行っている企業も存在していた。

##### 2. TA 情報化分科会の実施

EDI 取引を前提とした「仕入・納品」に関する伝票のフォーマットについて検討を行い「統一伝票」のフォーマットを取決めた。現在、取決めたフォーマットの具体的な伝票として「原材料・副資材」と「製品」に関する「SCM 統一伝票」（以下統一伝票とする）を策定し、その運用についての普及活動と残された課題について継続して議論を進めている。また、「計画情報の共有化と同期化」「将来の情報化に向けた国際標準の調査・検討」については、2 月よりプロジェクトを立上げ検討を行う。

##### 3. 「海外製品ビジネス研究会」の実施

「海外製品ビジネス研究会」では、第 6 次 TA プロジェクトの「海外縫製品ビジネス研究会」で取り纏めた業務条件の試案について、当該企業の商社・アパレル間で更なる検討を行い、海外製品ビジネスにおける必要とされる最小限の業務条件を取決めた。

##### 4. 「知的財産権に係わる契約書の在り方（マニュアル）」の策定

「知的財産権」を適切に運用することはビジネスを行う上での基本であると同時に事

業戦略の一環としても極めて重要な位置付けにあると認識されているが、ビジネスの現場においては契約書の不備等による様々なトラブルも発生しており、業務の円滑な遂行に支障をきたしているケースも見受けられる。

その様な状況を踏まえ、トラブルの発生を未然に防止するツールの一つとして、知的財産権に係わる各種契約書に必要とする基本的な必須条項・条文および主要な留意事項等について、事例を用いた解説書(マニュアル)の策定に向けての検討を行った。然しながら、「知的財産権」に係わる関連機関、企業による取り組み実情等の環境は、織産連、JETROによる委員会活動や、一部の企業における研修会等の実施により周知徹底が図られている。

このような実情等を踏まえ、「知的財産権」に関する課題解決に向けては、当協議会が実施している「法律相談セミナー」が、解決を図るための有効的な手段であるとの結論に至った。

従って、ガイドブック(マニュアル書)の策定については一時見送りすることとした。

## **平成23年度事業計画(案)について**

### I. 平成23年度事業計画の考え方について

「構造改革の推進」を使命とする当協議会は、「経営トップ合同会議」を立ち上げた平成15年以降、繊維産業界における取引慣行の見直しと整備、SCMの最適化を目指した「ガイドライン」の普及啓発に努めてきた。

この間、個々の課題として「品質問題」、「間接取引の問題」、「情報の共有化」等についても鋭意検討を加え、その結果、SCM構築のためのインフラが概ね整備され、繊維製品に関わる取引において問題が発生しても、問題解決が図れるとの共通認識を持つに至った。

平成22年度からは製造工程における様々な情報の共有化について具体的な取り組みを進め、将来のEDI取引を前提とした「仕入・納品伝票」のフォーマットを統一し「SCM統一伝票」を策定した。

これらの活動を受けて、平成23年度は、「ガイドライン」普及啓発活動の推進や「SCM統一伝票」の普及、製造工程における受発注業務等の情報共有化についての具体策の検討を行う。

### II. 事業活動について

1. 「取引ガイドライン」の普及啓発活動の実施
2. 「取引ガイドライン」に基づく情報化推進事業の実施
  - (1) 「SCM統一伝票」の普及活動
  - (2) 生産工程における情報の共有化事業の実施
  - (3) 「取引ガイドライン第二版」改訂の実施

## ◇日・インド包括的経済連携協定の署名について◇

政府は、2月15日（火）、閣議において、「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」（以下「日・インド包括的経済連携協定」）の署名に関する決定を行い、2月16日（水）、東京において行われた前原誠司外務大臣とアーナンド・シャルマ（Mr. Anand Sharma）インド共和国商工大臣との会談に際し、両者の間で、日・インド包括的経済連携協定及び同協定の実施取極への署名が行われた。この協定により、インドは我が国最大の経済連携パートナーとなり、両国間の貿易及び投資の自由化及び円滑化が推進され、幅広い分野において互恵的な経済連携が深化し、両国経済が一段と活性化することが期待される。なお、本協定が発効されれば我が国にとって12件目の経済連携協定となる。

## ◇平成23年度予算に係る戦略的基盤技術高度化支援事業について◇

（公募事前予告）

※公募要領については公募開始日（平成23年3月10日）にサイトにて公開予定。

（この公募は、平成23年度予算の国会での成立を前提とするものです。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。）

この事前予告は2月14日付中小企業庁ホームページに掲載されたものです。

### 1. 制度の目的

この事業は、織染加工に係る技術を含む20技術分野の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援することが目的です。

特に、複数の中小企業者、最終製品製造業者や研究機関（大学、公設試験等）が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の売上見込みや事業化スケジュールが明確に示されている提案を支援いたします。

### 2. 応募対象者

この事業の応募対象は、中小ものづくり高度化法（以下「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たに法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」という。）を基本とした研究開発等の事業になります。

※1法に基づく認定を受けていない場合は、各経済産業局等に法認定計画の申請を行う必要があります。法認定の申請（変更認定申請を含む。）は随時受け付けていますので、

できるだけ早めに各経済産業局等にご相談ください。なお、本事業に応募するための法認定申請の締切日は、※予定:平成23年5月10日(火)(この事業の受付の締切日と同じ)とします。

※2「認定申請の方法」・「認定を受けた研究開発への支援策」については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

### 3. 応募対象者

●法の認定を受けたものづくり中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。

※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。

●共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」(以下「法認定事業者」)及び協力者を全て含む必要があります。

●この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理(知的所有権を含む)等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。

### 4. 研究開発期間と研究開発費の規模

研究開発期間:2年度又は3年度

●研究開発規模(上限額):平成23年度(平成24年3月31日まで)に行う研究開発に要する費用の合計が、4,500万円以下。

※2年度目以降は、原則として次のとおり減額するものとします。

2年度目初年度の契約額の2/3以内

3年度目初年度の契約額の半額以内

### 5. 公募期間

平成23年3月10日(木)～平成23年5月10日(火)(予定)

中小企業庁のホームページに掲載

### 6. 採択想定件数

1件当たり4,500万円とすると、120件程度採択する予定。

**お問い合わせ** (1) 中小企業庁経営支援部創業・技術課

電話:03-3501-1816(直通)

(2) 担当経済産業局(ご相談先・提案書の提出先)

## ◇日本貿易振興機構(ジェトロ)のファッション・繊維情報◇

ジェトロのホームページでは最近のビジネスピックアップや調査レポート、動画レポートなどファッション・繊維ビジネス関連情報をお届けしています。また、ジェトロのサービスや取り組み、国内外のイベント情報も掲載しています。ファッション・繊維関連ビジネスの情報源としてお役立てください。

(常時支援サービス等掲載していますので情報入手源としてご利用ください)

<http://www.jetro.go.jp/industry/fashion/>

### 現在掲載の支援サービス

#### ○輸出有望案件支援サービス(事前審査あり)

##### 初めての輸出をお手伝いします

各分野の専門家が、お客様の製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、最終的には契約締結までお手伝い。

##### 支援分野

1. 機械・部品
2. 繊維(主にテキスタイル)
3. 伝統産品・和雑貨
4. 環境・バイオ・福祉
5. 食品

##### 支援対象候補企業(優先順位)

1. 優れた技術力やオンリーワン商品など、優秀な商品を持っていながらこれまで輸出経験がない、あるいは輸出ビジネスを躊躇している中小企業
2. これまで幾度か海外への売込みを試みたものの、単発に終わり、太い輸出のパイが構築できていない中小企業
3. すでにある国(例えば米国)に輸出ルートを持っているが、新規市場(中国やドイツなど)への販路を開拓したい中小企業

##### 支援内容

1. 候補企業の中から支援対象企業を選定し、各種輸出指導、海外バイヤーの発掘、海外への商談随行、輸出契約締結までの一連の支援を行います。ただし、事前に審査が必要となり、本事業の対象とならない場合もあります。
2. これらの支援は、ジェトロの国内事務所およびジェトロがリテインする「有望案件発掘専門家」が、地元自治体や関連機関等と協力して行います。

##### ご利用にあたって

- 本事業は中小企業を対象とし、審査の上、ご利用いただいています。
- ジェトロによるアドバイスに関する経費、専門家の海外出張費等は原則として無料です。審査ご希望のお客様はホームページの申込方法をご覧ください。

#### お問い合わせ先

東京：開拓案件支援課 TEL：03-3582-5015

大阪：ジェトロ大阪本部事業推進課 TEL：06-6447-2316

その他：ジェトロ貿易情報センター 国内事務所

平日9時～12時/13時～17時（祝祭日、年末年始を除く）

日本繊維産業連盟のホームページに会員専用ページが開設されました。今後の通商問題（FTA・EPA 等）や各繊維業界の活動情報をいち早くご覧いただけますのでご利用ください。

<http://www.jtf-net.com/> 日本繊維産業連盟ホームページ

ユーザー名 :nikken

パスワード :v4p98se3

### ◇ 今月の「資金調達ナビ」最新の支援情報(全国版) ◇

中小機構では、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されている WEB 情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することができます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>  
 (日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

#### 新着

平成 23 年度中小企業活路開拓調査・実現化事業 (全国中小企業団体中央会)

平成 23 年度中小企業活路開拓調査・実現化事業の実施団体を募集します。募集する事業は、(1) 中小企業組合等活路開拓事業「一般活路」・「展示会」(2) 連合会(全国組合)等研修事業「連合会研修」(3) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業「NW」です。募集期間：2011/1/21 ～ 2011/2/28

中小企業緊急雇用安定助成金 (厚生労働省(ハローワーク))

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

募集期間：平成20年12月から当面の間

#### **経営環境変化資金（セーフティネット貸付）** （日本政策金融公庫 国民生活事業）

社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業者に対し、経営基盤の強化を図るための資金を融資します。融資額は4,800万円以内です。

募集期間：～2012/3/31

#### **金融環境変化資金（セーフティネット貸付）** （日本政策金融公庫 国民生活事業）

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けている中小企業者に対し、経営の安定を図るための資金を融資します。融資額は別枠4,000万円以内です。募集期間：～2012/3/31

#### **取引企業倒産対応資金（セーフティネット貸付）** （日本政策金融公庫 国民生活事業）

取引企業などの倒産により経営に困難を来している中小企業者に対し、企業の運営上一時的に必要な資金を融資します。融資額は別枠3,000万円以内です。

募集期間：～2012/3/31

## 動 向

- 1月24日 日本繊維倶楽部 第292回繊維午餐会
- 25日 大日本蚕糸会 平成22年度養蚕経営成績検討会
- 2月 3日 工業会定款変更に関する経産省との検討会
- 4日 日本絹業協会 純国産絹マーク審査委員会
- 8日 繊維産業流通構造改革推進協議会 平成22年度第1回理事会
- 14日 経産省繊維課長北陸産地視察

## 会議予定

- ☆ 当会正副会長・正副理事長会議  
2月24日（木） 12時 於 日絹会館
- ☆ 日本繊維産業連盟 第48回繊維通商問題研究会  
2月28日（月） 13時 於 繊維会館

- ☆ 当会振興連盟監査会  
3月4日(金) 11時30分 於 日絹会館
- ☆ 繊維評価技術協議会 理事会・総会  
3月7日(月) 14時 於 KKRホテル東京
- ☆ 関東織物産地連絡協議会 3月例会  
3月7日(月) 16時 於 志満金
- ☆ 当会工業会・連合会臨時総会  
3月9日(水) 11時30分 於 ホテルグランドパレス
- ☆ 当会振興連盟総会  
3月9日(水) 13時(総会終了後) 於 ホテルグランドパレス
- ☆ 日本繊維倶楽部 第293回繊維午餐会  
3月9日(水) 12時 於 KKRホテル東京
- ☆ 第23回繊維産業に於ける環境安全問題研究会WG  
3月10日(木) 14時 於 日本橋サンスカイルーム
- ☆ 大日本蚕糸会 理事会・評議員会  
3月18日(金) 10時30分 於 蚕糸会館

## イベント

- ☆ YAMANASHI ネクタイフェア—  
2月28日(月)～3月2日(水) 10時～18時  
会場：VACANT
- ☆ 平城遷都1300年祭 記念ファッションショーin東京  
3月3日(木) 14時  
会場：遠藤記念館大ホール
- ☆ ふくいテキスタイルステージ展示商談会  
3月3日(木)～4日(金) 10時～18時(4日は17時まで)  
会場：ふくい南青山291
- ☆ インターストップ・アジア・エッセンシャル(春)  
3月16日(水)～18日  
会場：香港コンベンション&エキシビジョンセンター
- ☆ 西陣織大会  
3月18日(金)～21日(月) 10時～17時(18日は審査会)  
会場：西陣織会館
- ☆ (JFW EVENT)  
SINMAI Creator`s Project 2011-2012A/W Collection  
3月21日(月) 16時 (22日～24日はexhibition)  
会場：東京 ミッドタウン ホールA